

令和3年3月

農業用ため池の管理者のみなさまへ

島根県農林水産部農地整備課
(防災グループ)

「しまねため池保全管理サポートセンター」開所のお知らせ

平素は、島根県の農林行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、人的被害も発生したことから、
国において防災重点農業用ため池の選定基準が見直され、本県においては約5千箇所ある
ため池のうち1,305箇所が防災重点農業用ため池に選定されました。

また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）」が令和元
年7月1日付けで施行され、農業用ため池の届出をしていただくと共に、ため池の適切な
管理が義務づけられたところ です。

さらに、「防災重点農業用に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律
第56号）」が令和2年10月1日付けで施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事
等を集中的かつ計画的に推進することとなりました。

以上のことを踏まえ、島根県では、農業用ため池を所有・管理されている方に、ため池
の適正な保全管理や豪雨などに対する安全性の確保対策などの技術的な支援等を目的と
した「しまねため池保全管理サポートセンター」を開所したところ です。

つきましては、同封いたしましたパンフレットをお読みいただき、管理されているため
池に何か異常があった場合には、「相談費用は無料」となっておりますので、お気軽にご
相談いただきますようご案内いたします。

わからないことなどありましたら、下記「問い合わせ先」までお気軽にお電話ください。

【問い合わせ先】 松江市殿町1番地（島根県庁）
島根県農林水産部農地整備課 防災グループ まで
TEL：0852-22-5145、FAX：0852-22-6035
E-mail：nouti@pref.shimane.lg.jp

※ため池に関する情報は、島根県のHPから確認いただけます。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/nochi/bousai/tameik
ejouhou.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/nochi/bousai/tameik
ejouhou.html)

ため池を**所有・管理**されている方へ

しまねため池

保全管理

サポートセンター

相談費用は無料

令和3年(2021)

1月20日開設

ため池を『保全・管理』するためのご相談を
専門のスタッフが承ります。

ため池に関する相談窓口（水土里ネット島根）

毎週 月～金 曜日

※土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

8:30～12:00 / 13:00～17:15

TEL:0852-32-4141 / FAX:0852-24-0848

E-mail:smnsupport@shimanedoren.or.jp

- ため池にかかる相談、現地指導
- 補修等に関する技術的な指導・助言
- 現地パトロール
- 対策工法の検討・助言 など

しまねため池保全管理サポートセンター

〒690-0876

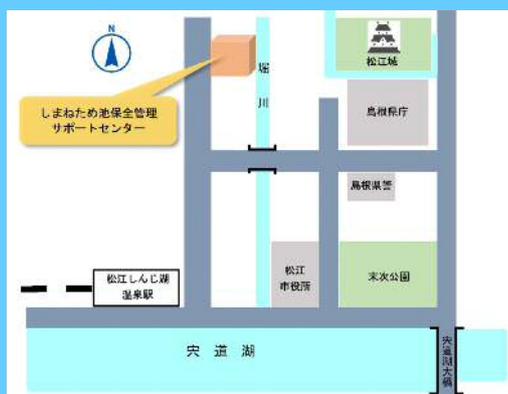
松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館2F

TEL:0852-32-4141 / FAX:0852-24-0848

E-mail:smnsupport@shimanedoren.or.jp

【設置者】島根県

【運営受託者】島根県土地改良事業団体連合会
（水土里ネット島根）



しまねため池保全管理サポートセンター

設置の経緯

近年、台風等による大雨や大規模な地震によって農業用ため池が被災するケースが多発しています。

このため、ため池を所有・管理されている方に、ため池の適正な保全管理や豪雨などに対する安全性の確保に必要な対策を講じていただくため、専門技術者による相談対応や現地での助言などを行う『ため池保全管理サポートセンター』を設置することとしました。

サポートセンターの役割

▶ ため池にかかる相談

ため池に関する応急対策、補修、廃止、点検・管理方法や地元の管理体制づくりなどの相談に対応します。

▶ 専門技術者による現地指導

必要に応じて現地の状況を確認し、応急対策の可否、補修の必要性、点検・管理方法など技術的な指導や助言を行います。

▶ 現地パトロール

巡視が必要なため池（防災重点農業用ため池）は、要請があった場合、梅雨期や台風時期前後において現地の状況を確認します。また、対策優先度が高いため池についても計画的に現地パトロールを行います。

▶ 対策工法の指導・助言

現地指導及び現地パトロールの結果を踏まえて、早急な対応が必要と判断されたため池については、応急措置の対応方法や応急対策工法を検討し助言を行います。

ため池に関するお問い合わせは、島根県及び市町村でも対応しています

(問い合わせ先)

島根県農林水産部農地整備課防災グループ (TEL : 0852-22-5145)
各農林振興センターまたは各県土整備事務所
各市町村農地防災事業担当課